

保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。
一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者
二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者
三 外国第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
第二十一条 看護師國家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。
一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定了した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定了した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者
四 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前三号に規定する大学、学校又は養成所において二年以上修業したもの
五 外国第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

一 第二十七条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十七条の十の規定による許可をしたとき。

三 第二十七条の十一の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うとき、又は同条の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととしたとき。

第二十八条 この章に規定するものほか、第十九条から第二十二条までの規定による学校の指定又は養成所に関する必要な事項は政令で、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験の試験科目、受験手続、指定試験機関その他試験に関する必要な事項は厚生労働省令で定める。

第二十八条の二 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

第四章 業務

第二十九条 保健師でない者は、保健師又はこれに類似する名称を用いて、第二条に規定する業をしてはならない。

第三十条 助産師でない者は、第三条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法（昭和一十三年法律第二百一号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第五条に規定する業を行うことができる。

第三十二条 准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十三条 業務に從事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める一年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

<p>第三十四条 削除</p> <p>第三十五条 保健師は、傷病者の療養上の指導を行ふに當たつて主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならぬ。</p>
<p>第三十六条 保健師は、その業務に關して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならぬ。ただし、前条の規定の適用を妨げない。</p>
<p>第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がヘその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付隨する行為をする場合は、この限りでない。</p>
<p>第三十七条の二 特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならない。</p>
<p>2 この条、次条及び第四十二条の四において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 特定行為 診療の補助であつて、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。</p>
<p>二 手順書 医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として厚生労働省令で定めるところにより作成する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)であつて、看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲及び診療の補助の内容その他の厚生労働省令で定める事項が定められているものをいう。</p>
<p>三 特定行為区分 特定行為の区分であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。</p>
<p>四 特定行為研修 看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修</p>

五 であつて、特定行為区分ごとに厚生労働省令で定める基準に適合するものをいう。

指定研修機関 一又は二以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。

3 厚生労働大臣は、前項第一号及び第四号の厚生労働省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならぬ。

第三十七条の三 前条第二項第五号の規定による指定（以下この条及び次条において単に「指定」という。）は、特定行為研修を行おうとする者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請が、特定行為研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

3 厚生労働大臣は、指定研修機関が前項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるととき、その他の厚生労働省令で定める場合合いで該当するときは、指定を取り消すことができる。

4 厚生労働大臣は、指定又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聽かなければならぬ。

第三十七条の四 前二条に規定するもののほか、指定に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十八条 助産師は、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に異常があると認めたときは、医師の診療を求めさせることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当については、この限りでない。

第三十九条 業務に従事する助産師は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 分べんの介助又は死胎の検案をした助産師は、出生証明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求めがあつた場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

第四十条 助産師は、自ら分べんの介助又は死胎の検案をしないで、出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。

第四十二条 助産師が分べんの介助をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

2 前項の助産録であつて病院、診療所又は助産所に勤務する助産師が行つた助産に関するものは、その病院、診療所又は助産所の管理者において、その他の助産に関するものは、その助産師において、五年間これを保存しなければならない。

3 第一項の規定による助産録の記載事項に関しては、厚生労働省令でこれを定める。

第四十二条の二 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。

第四十二条の三 保健師でない者は、保健師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

2 助産師でない者は、助産師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

3 看護師でない者は、看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

4 准看護師でない者は、准看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第四章の二 雜則

第四十二条の四 厚生労働大臣は、特定行為研修の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定研修機関に対し、その業務の状況に関し報告させ、又は当該職員に、指定研修機関に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十二条の五 第十五条第三項及び第七項前段、同条第九項及び第十項（これらの規定を第十五条の二第七項において準用する場合を含む。）、第十六条第四項、第十八条第一項及び第三項、第十九

九条第一項、第二十条第六項並びに第二十四条第三項並びに第五十五条第七項後段において準用する同法第二十二条第三項において準用する同法第十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十二条の六 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

第五章 罰則

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十九条から第三十二条までの規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

三 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

四 第四十二条の三の規定に違反した者

五 第四十二条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第四十二条の七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七 第四十二条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 第四十二条の六第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

九 第四十二条の二 第二十七条の十一第二項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

十 第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十一 第四十二条第一項又は第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの

十二 第三十五条から第三十七条まで及び第三十八条の規定に違反した者

第四十四条の四 第四十二条の二の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、

六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

三 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

四 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

五 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

六 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

七 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

八 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

九 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十一 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十二 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十三 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十四 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十五 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十六 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十七 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十八 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

十九 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十一 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十二 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十三 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十四 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十五 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十六 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十七 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十八 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

二十九 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

三十 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

三十一 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

三十二 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

三十三 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

三十四 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

三十五 第四十二条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反して保健師等再教育研修又は准看護師再教育研修を受けなかつた者

厚生大臣の行つた指定は、それぞれこの法律の相当規定によつてなしたものとみなす。

第五十一条 旧保健婦規則により都道府県知事の保健婦免許を受けた者は、第二十九条の規定にかかるわらず、保健師の名称を用いて第二条に規定する業を行ふことができる。

第五十二条 旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は、第七条第一項の規定にかかるわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

第五十三条 旧助産婦規則により助産師に規定する規定(第三十一条第二項の規定を除く。)を準用する。

第五十四条 旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けた者は、第七条第二項の規定にかかるわらず、厚生労働大臣の免許を受けることができる。

第五十五条 旧保健婦規則により看護婦名簿に登録を受けた者は、第三十一条第二項の規定を適用しない。

第五十六条 旧看護婦規則による看護人に付いては、第五十三条の規定を準用する。

第五十九条 旧看護婦規則による准看護婦については、なお從前の例による。

第六十条 旧看護婦規則による看護人については、第五十三条の規定を準用する。

附則 (昭和二五年三月三一日法律第三四号) 抄

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和二六年四月一四日法律第一四七号) 抄

この法律は、昭和二十六年九月一日から施行する。

附則 (昭和二六年四月一四日法律第一四七号) 抄

この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは前項の保健婦助産婦看護婦法をいう。

1 この法律は、昭和二十六年九月一日から施行する。

2 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは前項の保健婦助産婦看護婦法をいう。

3 この法律は、昭和二十六年九月一日から施行する。

4 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは前項の保健婦助産婦看護婦法をいう。

5 この法律は、昭和二十六年九月一日から施行する。

6 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは前項の保健婦助産婦看護婦法をいう。

7 この法律は、昭和二十六年九月一日から施行する。

8 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは前項の保健婦助産婦看護婦法をいう。

9 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは前項の保健婦助産婦看護婦法をいう。

10 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは前項の保健婦助産婦看護婦法をいう。

11 この法律において「新法」とはこの法律による改正後の保健婦助産婦看護婦法をいい、「旧法」とは前項の保健婦助産婦看護婦法をいう。

ないものとみなして、この法律による改正後のそれぞの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日

前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第二百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第二百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税を施行する。

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二一日法律第十六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第三百五条、第三百六条、第三百二

十四条第二項、第三百二十六条第二項及び

第三百四十四条の規定

（公布の日）

附 則（平成一三年六月二九日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞの法律における障害者に係る欠格事由の在り方について、当該欠格事由に関する規定の施行の状況を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（再免許に係る経過措置）

第三条 この法律による改正前のそれぞの法律に規定する免許の取消事由により免許を取り消された者に係る当該取消事由がこの法律による改正後のそれぞの法律により再免許を与えることができる取消事由（以下この条において「再免許が与えられる免許の取消事由」という。）に相当するものであるときは、その者を再免許が与えられる免許の取消事由により免許が取り消された者とみなして、この法律による改正後のそれぞの法律の再免許に関する規定を適用する。

（罰則に係る経過措置）

第四条 旧法の規定による保健婦籍若しくは保健士の籍、助産婦籍、看護婦籍若しくは看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の籍は、新法の規定による保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍とみなし、旧法の規定によりなされた保健婦籍若しくは保健士の籍、助産婦籍、看護婦籍若しくは看護士の籍又は准看護婦籍若しくは准看護士の登録は、新法の規定によりなされた保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍とみなす。

（旧法の規定による免許）

第五条 旧法の規定により交付された保健婦免許証若しくは保健士の免許証、助産婦免許証、看護婦免許証若しくは看護士の免許証又は准看護

（試験に関する経過措置）

第六条 この法律の施行日の属する年において旧法の規定により行われた保健婦国家試験、助産師試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験は、新法の規定により行われた保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看

（旧法の規定による免許を受けた者）

第二条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号（これらの規定（旧法第二十条第一号を除く。）を旧法第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けた者は、新法の規定による保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者とみなす。

（旧法の規定による看護婦）

第三条 旧法の規定による保健婦国家試験（保健

看護婦免許又は准看護婦免許若しくは准看護

士の免許を受けている者は、この法律による改

正後の保健師助産師看護師法（以下「新法」という。）の規定による保健師免許、助産師免許、看護師免許又は准看護師免許を受けた者とみなす。

（旧法の規定による助産婦）

第四条 旧法の規定による助産婦国家試験（助

産婦免許又は准看護婦免許若しくは准看護

士免許を受けている者は、この法律による改

正後の助産婦の業務に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前に助産婦がした旧法

一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号の規定により指定を受けた学校又は新法第十九条第二号、第二十条第二号若しくは第二十二条第一号若しくは第二十二条第二号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

（旧法の規定による助産婦）

第六条 この法律の施行前に助産婦がした旧法

一号、第二十二条第一号の規定により指定を受けた学校又は新法第十九条第二号、第二十条第二号若しくは第二十二条第一号若しくは第二十二条第二号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

（旧法の規定による助産婦）

第七条 この法律の施行の際現に保健婦国家試

験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看

護婦試験を受けることができる者は、保健師國

家試験、助産師國家試験、看護師國家試験又は

准看護師試験を受けた学校又は養成

所（旧法の規定による指定を受けた学校又は養成

所）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第

一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号（これらの規定（旧法第

二十条第一号を除く。）を旧法第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている学校又は

旧法第十九条第二号、第二十条第二号、第二十

一条第二号若しくは第二十二条第二号（これら

の規定（旧法第二十条第一号を除く。）を旧法

第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている養成所は、それぞれ、新法第十九条第一

号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号の規定により指定を受けた

学校又は新法第十九条第二号、第二十条第二

号、第二十二条第一号若しくは第二十二条第二

号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

（助産婦の業務に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前に助産婦がした旧法

二十四条第一項に規定する検査に係る同条の規定によ

る届出については、なお従前の例による。

（秘密を守る義務等に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前に保健婦若しくは保健

士、看護婦若しくは看護士又は准看護婦若しくは准看護士でなくなった者の旧法第四十二条の規定（これに係る罰則を含む。）は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。

（处罚手続等に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に保健婦国家試験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看護婦試験を受けることができる者は、保健師國家試験、助産師國家試験、看護師國家試験又は准看護師試験を受けた学校又は養成所（旧法の規定による指定を受けた学校又は養成所）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号（これらの規定（旧法第

二十条第一号を除く。）を旧法第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている学校又は

旧法第十九条第二号、第二十条第二号、第二十

一条第二号若しくは第二十二条第二号（これら

の規定（旧法第二十条第一号を除く。）を旧法

第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている養成所は、それぞれ、新法第十九条第一

号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号の規定により指定を受けた

学校又は新法第十九条第二号、第二十条第二

号、第二十二条第一号若しくは第二十二条第二

号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

（旧法の規定による助産婦）

第七条 この法律の施行の際現に保健婦国家試

験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看

護婦試験を受けることができる者は、保健師國

家試験、助産師國家試験、看護師國家試験又は

准看護師試験を受けた学校又は養成

所（旧法の規定による指定を受けた学校又は養成

所）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十九条

一号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号（これらの規定（旧法第

二十条第一号を除く。）を旧法第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている学校又は

旧法第十九条第二号、第二十条第二号、第二十

一条第二号若しくは第二十二条第二号（これら

の規定（旧法第二十条第一号を除く。）を旧法

第五十九条の二又は第六十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定を受けている養成所は、それぞれ、新法第十九条第一

号、第二十条第一号、第二十一条第一号若しくは第二十二条第一号の規定により指定を受けた

学校又は新法第十九条第二号、第二十条第二

号、第二十二条第一号若しくは第二十二条第二

号の規定により指定を受けた養成所とみなす。

（旧法の規定による助産婦）

第七条 この法律の施行の際現に保健婦国家試

験、助産婦国家試験、看護婦国家試験又は准看

護婦試験を受けることができる者は、保健師國

家試験、助産師國家試験、看護師國家試験又は

准看護師試験を受けた学校又は養成

所（旧法の規定による指定を受けた学校又は養成

所）

(罰則の適用に関する経過措置)
第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定における場合は、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三十一年六月二十七日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く)及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定

二及び三 略

四 第二条、第三条(第二号に掲げる改正規定を除く)、第四条(子ども・子育て支援法第三十四条第一項第一号、第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号の改正規定に限る)及び第七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定

(处分、申請等に関する経過措置)
第十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前

条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第十三条 附則第二条から前条までの規定(罰則に関する経過措置)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

二

第三 (施行期日)
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

1 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定

二

業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十一条、第十二条及び第十三条の規定(公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日)